

令和三年 第一回（三月）市議会定例会

（令和三年二月二十四日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和三年第一回三月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、「新型コロナウイルスのワクチン接種について」であります。

現在、国では、まず、医療従事者、次に、六十五歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者施設などの従事者、そして、十六歳以上で接種希望のある全国民を対象としたワクチン接種の順序が示されております。

本市においては、六十五歳以上の高齢者などについて、国による正式な日程が発表されていませんが、今ある情報に基づいて、市内の医療機関を中心とした個別接種と特設会場として大月短期大学の体育館を使用しての集団接種によるワクチン接種を市内で診療をしている医師会の先生方と協議の上、検討をしているところであります。

既に、専決予算に計上いたしました、システムの改修やワクチン接種券の印刷などは、順次、事務を進めております。

今後、市民の方に、ワクチン接種券を郵送することとなりますが、コールセンターの設置や連絡方法、ワクチン接種の予約などの情報提供については、国・県と連携して適切な取り組みを進めてまいります。

また、副反応の情報提供や相談体制の充実を図り、できるだけ短期間に市民の皆様には、安心、安全なワクチン接種を実施することとしております。

市民の皆様には、市や関係機関から発信される正確なワクチン接種の情報や報道をもとに、多くの市民の皆様が接種を受けていただきたいと考えておりますのでご協力をお願いいたします。

次に、「機構改革について」であります。

組織機構については、これまで人口減少や少子高齢化、人件費の抑制、また、多様化する市民ニーズなどに対応するため、適宜見直しを行ってまいりました。本年度は、現行組織の点検を行うとともに、第7次総合計画に掲げる政策、施策目標の達成に向けた組織づくりとコロナ禍における新しい生活様式のかなか、市民にとって分かりやすく、職員が働きやすい組織を目指し、プロジェクトチームを編成し、新たな組織について検討してまいりました。

コロナ禍における緊急事態宣言などにより、会議を開催できない時期もありましたが、全職員から意見を収集し、担当課とのヒアリングの実施や、三回の事務改善委員会も開催し検討してまいりました。

主な見直し内容として、福祉課と保健介護課を、子育て世代に対応した「子育て健康課」と高齢者及び障害者対応に視点を置いた「福祉介護課」に再編することとし、これまで進めてきた窓口業務の一本化がさらに強化され、来庁さ

れる方の利便性の向上が図られるものと考えております。

また、東部広域連合の解散に伴い、令和三年度から大月市が幹事市となり、三市三村による新たな共同事務を行うため企画財政課内に広域行政担当を新設すること、また、同課の地域活性化担当内にグリーンワーケーション事務局を設置し、事業を推進することといたしました。

また、秘書広報課内に、企画財政課内にあつた情報担当を庁内のデジタル化を推進するためデジタル担当に名称を変更して設置し、これまでに以上に広聴広報担当との連携を図り、ソーシャルネットワークなどによる情報発信を強化することとしました。

さらに、台風の大形化や突発的な豪雨による災害が頻繁に発生する傾向が見られることから、現状の総務管理課法制防災担当では、選挙と災害が重なった際に、対応が困難なことが想定されることから行政法制担当と防災行革担当に分割することとし、事務量の平準化を図るため行革関係の事務を企画財政課から総務管理課防災行革担当へ移すことで、企画財政課で所管するふるさと納税業務の強化を図り、寄附額の増加に力を入れていくこととしました。

また、大月桃太郎伝説のさらなる推進を目的に「大月桃太郎課」を産業観光課の別称とし、広くPR活動を行っていくこととしました。

今後も社会情勢の変化に対応するとともに、市民の皆様にわかりやすい体制づくりを構築していきたいと考えております。

次に、「グリーンワーケーションについて」であります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地方の魅力がクローズアップされ、ワーケーションやテレワークといった新たな生活様式が始まり、首都圏においては転出超過という状況も生まれております。

このようなことから、本市では、グリーンワーケーション研究会を発足し、アドバイザーである有識者の知見を得る中で、本市の魅力の創出に努め、首都圏に隣接する立地の強みを活かす特色ある施策の構築に取り組んでいるところであります。

具体的には、大月駅から徒歩圏内である浅利地区の「旧浅利教員宿舎」を活用し、テレワークやサテライトオフィスの拠点整備を進めております。

この計画では、山梨県の「やまなし二拠点居住拠点整備推進事業費補助金」を活用し、既存の建物を改修する計画として、調査・設計・本体工事を行い、本年八月の供用開始を目指しております。

また、昨年十二月十二日及び本年二月六日に、施設周辺の浅利地区の方々を対象に住民説明会を開催し、旧浅利教員宿舎の活用方法について本市の考え方を説明し、ご理解とご協力をお願いしたところであります。

今後におきましても、浅利地区及び関係者の皆様のご理解とご協力をいただ

きながら地域活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、「官民連携事業について」であります。

本市では、これまでに民間企業と地域活性化に関する協定を締結し、民間企業のノウハウ、知見を得ることや、双方のネットワークを活かし、連携しながら地域活性化に向けた取り組みの強化を図っております。

今般、モモハナ様と大月市観光協会様との三者協定及び都留信用組合様との連携協定を締結いたしました。

モモハナ様とは、これまでに本市と大月市観光協会様が連携してきた「大月桃太郎伝説」を活かしたシティプロモーションと女子大生グループのモモハナ様が行っている、山梨のいいもの、いいことを女性目線でプロデュースし、これまで、「大月桃太郎伝説」に関するキャラクターの作成をはじめ、オリジナル商品の開発・販売等により、相互の連携を図り、本市の活性化に包括的に取り組むことを目的に協定を締結しました。

また、都留信用組合様との連携協定では、本市の総合戦略における地方創生や地域活性化を図る中で、都留信用組合様の知見やネットワークを活用させていただき、定住促進・産業振興・雇用創出・子育て支援など「地方創生」の実現に大きく推進できるものと考えております。

具体的には、本市の移住定住施策である「新築・中古住宅取得助成金」の交付対象者が都留信用組合様の住宅ローンを利用する場合に、特別な金利の優遇を受けられることとなります。

この協定は、幅広い分野において連携することになりますので、地域課題の解決に向けて相互の資源活用を積極的に行い、魅力あるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

また、現在、市の情報発信機能の充実、デジタルトランスフォーメーション推進を図るため、株式会社アナザーワークス様と連携協定を締結することといたしました。

この協定により、広報やDX等に秀でた人材で複業として業務に携わっていただける方の募集等に協力していただけることとなります。

次に「ふるさと納税について」であります。

本市では、これまで、三社のふるさと納税業務支援業者と委託契約を締結し、寄附していただきやすい環境を整えるとともに、寄附額の増額に努めてまいりました。

今年度におきましては、コロナウイルス対策としてクラウドファンディングの活用に着手しており、市内外から多数の寄附をいただいております。

また、「大月市ふるさと納税特産品開発事業費補助金制度」を新たに設け、魅力ある返礼品の増加に努めた結果、多くの事業者に賛同いただき、返礼品を

確保することができたことやふるさと納税支援業者においても「ふるナビ」と「JRE MALLふるさと納税」を追加し、寄附の間口を広げるとともに、これまで以上に広くPRすることができたことにより、現在の寄附額は、昨年度を二億七千万円上回る、六億六千万円をいただくことができました。

新型コロナウイルス感染症の影響から、市税等の減少が見込まれるなど、厳しい財政状況が予測されることから、ふるさと納税の増額は、財政健全化に向けて、大きな鍵となると考えておりますので、引き続き、本市の魅力を広くPRしながら、大月ファンを増やし、寄附額の増額に努めて参ります。

次に「子育て環境の充実について」であります。

幼稚園・保育所(園)の再編整備に伴う、東部地区猿橋駅周辺における施設整備は、社会福祉法人多幸福社会様による「令和にこにこ園」建設工事が完成時期を迎え、入園児等の見学会の開催など、開園に向けた準備が着々と進められており、本年四月の開園が待ち遠しく感じられ、園児や保護者をはじめ市民の皆様が期待に胸を膨らませていることと思えます。

また、東部地区鳥沢駅周辺においては、令和二年十二月から、鳥沢小学校バス転回所を建設地として、認定こども園事業予定者の公募を実施しており、本年三月中に事業者を決定する予定であります。

この認定こども園は、現在、公立富浜保育所が担っている保育機能を引き継ぐことを前提に、教育と保育を一体的に提供できる施設整備を目指しており、令和五年四月の開園を目標に、子育てしやすい環境づくりとして整備を進めてまいりますので、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

以上、諸課題を踏まえ、主要事業などにつきまして申し上げますが、厳しい財政状況のなか各種事業を推進し、本市の地域活性化を図ってまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様の絶大なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告案件一件、条例案件十八件、予算案件が十四件、その他の案件が六件の計三十九件であります。

はじめに、報告第一号の「専決処分事項について承認を求める件」についてであります。

これは、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、専決処分いたしました補正予算について同条第三項の規定により、議会に報告し、承認を求めらるものであります。

専決第一号「令和二年度大月市一般会計補正予算(第八号)」につきまして

は、国の第三次補正予算により予算化された、新型コロナウイルスワクチン接種を市町村が行うにあたり、接種会場の準備及び接種券の発行や送付などの体制確保のための経費を計上し専決処分を行ったものであります。

次に、条例案件であります。

まず、議案第一号「大月市行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件」についてであります。

これは、行政組織の機構改革に伴い、関係条例の所管課等を改正するものであります。

次に、議案第二号「大月市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例制定の件」についてであります。

これは、いじめ防止対策推進法の規定により協議会を設置するものであります。

次に、議案第三号「大月市情報公開条例等改正の件」についてであります。

これは、山梨県東部広域連合の解散に伴い、情報公開及び個人情報保護審査会の名称を変更しなければならないことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第四号「大月市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、山梨県東部広域連合の解散に伴い、新たに共同して設置する各審査会等の委員に対する報酬を定める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第五号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び大月市職員給与条例中改正の件」についてであります。

これは、地方公務員法等の改正により、人事評価を導入し、任用等の基礎とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第六号「大月市長等の給与の減額に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、本市の財政状況等を考慮し、市長及び教育長等の給与を減額するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第七号「大月市勤労青年センター設置及び管理条例並びに大月勤労者体育センター設置及び管理条例中改正の件」についてであります。

これは、両施設の開始時間を早め利便性の向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第八号「大月市民の体育施設の設置及び管理に関する条例中改正の件」についてであります。

これも、施設の開始時間を早め利便性の向上及び上野原市と公の施設の相互

利用を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第九号「大月市火葬場条例中改正の件」についてであります。

これは、使用料の一部を改正し財政負担の軽減に取り組むため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第十号「大月市国民健康保険条例中改正の件」についてであります。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、字句等を改める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第十一号「大月市介護保険条例中改正の件」についてであります。

これは、介護保険事業計画の見直し等により介護保険料等を改める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第十二号「大月市子育て支援医療費助成金支給条例中改正の件」、議案第十三号「大月市重度心身障害者医療費助成条例中改正の件」及び議案第十四号「大月市ひとり親家庭医療費助成に関する条例中改正の件」についてであります。

これらは、健康保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。次に、議案第十五号「大月市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正の件」及び議案第十六号「大月市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件」についてであります。

これらは、取り扱い基準等の一部改正に伴い、連携施設確保の基準等を改める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第十七号「大月市火災予防条例中改正の件」についてであります。

これは、省令の一部改正に伴い、電気自動車及び急速充電設備に関する事項について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第十八号「大月市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、消防団員の処遇の改善に係る取り組みとして、報酬金額を改める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

続きまして、「予算案件について」ご説明申し上げます。

まず、議案第十九号「令和三年度大月市一般会計予算」についてであります。予算総額は、百十八億五百万円で、前年度予算に対し、四億二千八百万円の減、率として三・五パーセントの減少となっております。

主な歳入であります。市税は、固定資産税が、土地家屋の評価替え及び償却資産などの減により前年度と比較し一億二千七百万円余りの減額の二十九億一千万円余りと見込み、また、市民税及びたばこ税については、新型コロナ

感染症の影響による減額を見込み、市税全体では、前年度と比較し三億五千三百万円余り減額の四十億九千八百万円余りを計上いたしました。

地方交付税は、市税の減少などから、普通交付税を、前年度より一億七千三百万円円の増額を見込み、地方交付税全体で、二十六億百万円を計上いたしました。

国庫支出金は、大月駅周辺基盤整備事業への街路事業補助金などの増額により、前年度と比較し一億六千三百万円余り増額の十三億四千万円余りであります。

市債は、前年度と比較し、四億二千万円余り減額の十億九千万円余りであります。

次に、主な歳出であります。総務費は、防災行政無線デジタル化施設整備事業の減などにより、前年度と比較し、四億二千六百万円余り減額の十六億一千八百万円余りであります。

民生費は、幼稚園・保育所（園）の再編整備事業の完了による減などより、前年度と比較し、一億八千二百万円余り減額の三十三億一千九百万円余りであります。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額などにより、前年度と比較し、四千四百万円余り増額の十八億二千八百万円余りであります。

農林水産業費は、農業水路等長寿命化・防災減災事業の増額などにより、前年度と比較し、三千六百万円余り増額の二億九百万円余りであります。

商工費は、前年度と比較し、ほぼ同額の九千六百万円余りであります。

土木費は、大月駅周辺基盤整備事業や駒橋地区土地区画整理推進事業の増額などにより、前年度と比較し、二億八千四百万円余り増額の十二億三千万円余りであります。

消防費は、高規格救急自動車整備事業の完了による減などにより、前年度と比較し、六百万円余り減額の六億一千万円余りとなっております。

教育費は、学校施設建設事業の完了による減などにより、前年度と比較し、一億一千三百万円余り減額の十億七千万円余りであります。

公債費は、前年度と比較し、五千七百万円余り減額の十六億七千三百万円余りとなっております。

次に、議案第二十号「大月市大月短期大学特別会計予算」につきましては、短大運営経費など、三億二千八百万円余りを計上しております。

次に、議案第二十一号「大月市国民健康保険特別会計予算」につきましては、保険給付費など、二十八億六千五百万円余りを計上しております。

次に、議案第二十二号「大月市簡易水道特別会計予算」につきましては、簡易水道施設整備事業及び市営簡易水道の管理運営、各地区の小規模水道等の減



菌管理費用など、五億三千四百万円余りを計上しております。

次に、議案第二十三号「大月市下水道特別会計予算」につきましては、施設整備費及び維持管理経費など、五億六千八百万円余りを計上しております。

次に、議案第二十四号「大月市介護保険特別会計予算」につきましては、保険給付費及び地域支援事業費など、二十八億八千二百万円余りを計上しております。

次に、議案第二十五号「大月市介護サービス特別会計予算」につきましては、要支援者に対する介護予防経費といたしまして、六百三十万円余りを計上しております。

次に、議案第二十六号「大月市後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金など、六億八千万円余りを計上しております。

以上、七つの特別会計の歳入につきましては、それぞれの事業に係る収入及び国県支出金、一般会計からの繰入金などで賄っております。

続きまして、令和二年度補正予算案についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度末までの事業費の見込みによる精査及びそれに伴う国県支出金などの調整等により予算編成を行いました。

まず、議案第二十七号「大月市一般会計補正予算(第九号)」につきましては、歳入歳出それぞれ二億八千八百万円余りを増額し、予算総額を百六十五億四千二百万円余りとしたところであります。

歳出の主な内容といたしましては、ふるさと大月応援基金積立金一億六千万円余り、路線バス運行に係る赤字補てん補助金六千七百万円余りを増額しております。

次に、議案第二十八号「大月市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)」につきましては、保健事業費の確定による減額などにより、五百七十万円余りを減額しております。

次に、議案第二十九号「大月市簡易水道特別会計補正予算(第二号)」につきましては、市営簡易水道施設災害復旧費の増により三千四百万円余りを増額しております。

次に、議案第三十号「大月市下水道特別会計補正予算(第二号)」につきましては、事業執行見込みにより八百万円余りを減額しております。

次に、議案第三十一号「大月市介護保険特別会計補正予算(第二号)」につきましては、介護認定調査費等の減により百六十万円余りを減額しております。

次に、議案第三十二号「大月市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)」につきましては、後期高齢者広域連合納付金などの減により二千六百万円余りを減額しております。

続きまして、その他の案件についてご説明申し上げます。

議案第三十三号「契約締結の件」につきましては、「鳥沢小学校屋外プール改築工事」の請負契約を締結しようとするもので、地方自治法第九十六条第一号第五号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

次に、議案第三十四号「不動産処分の件」につきましては、「初狩町にある大月斎場」を株式会社アピオセレモニーに売却しようとするもので、地方自治法第九十六条第一号第八号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

次に、議案第三十五号「山梨県東部地域公平委員会共同設置規約の変更の件」、議案第三十六号「山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会の共同設置の件」、議案第三十七号「山梨県東部地域介護認定審査会の共同設置の件」、議案第三十八号「山梨県東部地域障害支援区分認定審査会の共同設置の件」についてであります。

これらは、各審査会等を三市三村において共同して設置するため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により関係市村と協議を行うに当たり、同法第二百五十二条の二の二第三項の規定により関係市村の議会の議決を求めらるるものであります。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。